



利率についてのご案内

下記のお取扱いをご利用いただく場合に適用される利率は、当社のホームページでご確認いただけます。保険商品によっては、ご利用いただけないお取扱いもありますので、「ご契約のしおり」をご参照ください。

ご契約のお取扱い	適用される利率
契約者貸付	契約者貸付の利率
保険料の振替貸付	保険料の振替貸付の利率
保険金、給付金、祝金等のすえ置支払	保険金、給付金、祝金等のすえ置利率
契約者配当金の積立	契約者配当金の積立利率
保険料の前納	前納される保険料の割引利率・積立利率

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 ホームページ

<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

カスタマーセンター

☎0120-016-234

受付時間：平日9:00～18:00

土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除く)



TOKIO MARINE
NICHIDO

2013.11改定

契約概要／注意喚起情報

ご契約のしおり・約款

長期傷害保険



東京海上日動あんしん生命

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しております。

ご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

契約概要

ご契約の**内容**等に関する重要な事項のうち、特に**ご確認**いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約の**お申し込み**に際して、特に**ご注意**いただきたい事項を記載しています。

➔ P1～6

『契約概要』『注意喚起情報』につきましては、
ご契約前に必ずお読みいただき、
内容をご理解・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご契約のしおり

ご契約についての**重要事項**、**諸手続き**、**税法上の取扱い**など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

➔ P7～40

約 款

「普通保険約款」と「特約条項」など、**ご契約についてのとりきめ**を記載しています。

➔ P41～61

契約概要

契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

長期傷害保険

2013.11
改定

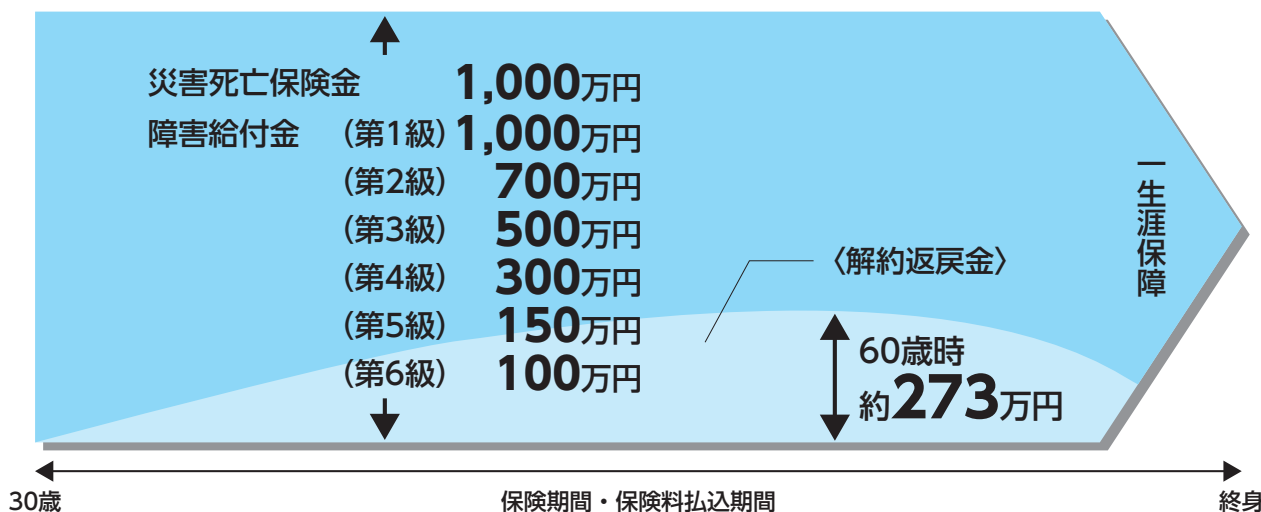
この保険の特長と仕組

特長 この保険はケガおよび所定の感染症による万一の保障を終身にわたり確保できる商品です。

ご契約例 (計算基準日:平成25年11月2日)

ご契約年齢: 30歳 (男性)	保険料払込期間: 終身
災害死亡保険金額: 1,000万円	保険料払込方法: 年払 (口座振替扱)
保険期間: 終身	年払保険料 (口座振替扱): 97,180円

<仕組図>



保険金・給付金のお支払い

被保険者がケガまたは所定の感染症により死亡された場合及びケガにより所定の身体障害状態になられた場合、所定の保険金または給付金をお支払いします。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特に契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

契約者配当

この保険には契約者配当金はありません。

お支払事由の概要・保険金額等

この保険契約で支払われる保険金・給付金は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

主契約名称	保険金・給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額
長期傷害保険	災害死亡保険金	不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときまたは所定の感染症により死亡したとき ^(※1)	災害死亡保険金額 ^(※2)
	障害給付金	不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態となったとき ^(※1)	災害死亡保険金額×給付割合 (給付割合は身体障害の種類により100%~10%)

<保険料の払込免除について>

つぎの場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

(※1)被保険者が死亡したとき、または障害給付金の支払割合が通算して100%に達したときは、ご契約は消滅します。被保険者の死亡により保険契約が消滅したときは、次の場合を除いて、責任準備金を保険契約者にお支払いします。

- ・災害死亡保険金が支払われるとき
- ・保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

(※2)同一の不慮の事故により、すでに支払った障害給付金または支払うべき障害給付金があるときは、災害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

ご検討に際してご留意いただきたい点

●この保険契約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合、不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

●実際のご契約内容（保険金額・給付金額・保険料など）につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、当社カスタマーセンターへご連絡ください。

なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

カスタマーセンター ☎️ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

取扱者／代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>



TOKIO MARINE
NICHIDO

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり」、「約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 お申込みの撤回やご契約の解除 (クーリング・オフ)ができます



- ◆お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。詳しくは、「ご契約のしおり(ご契約に際して)」**③クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)**をご覧ください。

2 職業等について ありのままを告知してください



- ご契約者や被保険者には、職業等について正しく告知をしていただく義務があります。

👉 どうして、告知が必要なのかな？

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
- ご契約にあたっては、職業等について「告知書」で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



ご注意

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■ 引受対応について

- ご契約の引受けについて、告知の内容から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
①ご契約をお引き受けさせていただきます。
②今回のご契約はお断りさせていただきます。

■もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

➡告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことがらは、告知書に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活または復旧の場合は、復活日または復旧日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始日、復活日または復旧日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。



■上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➡例えば、どんな場合？

- 例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、
 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
 - また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。



■「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

➡どんな点に、気をつければ良いのかな？

- 一般の契約と同様に告知義務があります。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- よって、危険な職業に従事されている場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために、上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。



■ご契約の内容などについて、ご確認させていただく場合があります。

- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3

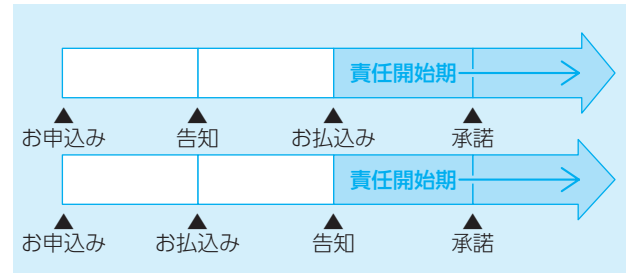
保障は告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します

CHECK



◆お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、「第1回保険料相当額のお払込みが完了した時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、当社のご契約上の責任を負います。

【責任開始期の例示】



◆当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

注意喚起情報

4

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

CHECK



◆次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者または保険金・給付金受取人等が、故意に被保険者を死亡させた場合や故意または重大な過失による支払事由該当の場合など)
- 不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合(約款に特に定めがない限り、原因となる不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、お支払事由に該当いたしません。)
- ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

5

保険金・給付金等の請求の際は すみやかに当社にご連絡ください

CHECK



- ◆お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり」、「約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求の
お問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル 0120-536-338

[受付時間] 平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族からご請求することができます。代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
※詳しくは「ご契約のしおり」、「約款」でご確認ください。



6

第2回以後の保険料は、払込期月中に 当社へお払い込みください

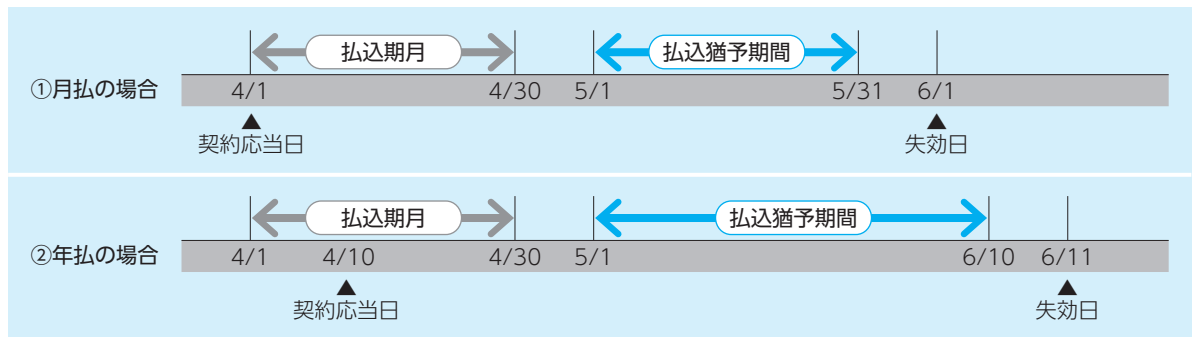
CHECK



- ◆保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。
- ◆保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで)

【払込期月と払込猶予期間】



- ◆払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなること)します。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対のお申出がない限り当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は当社所定の利率で計算します。
- ◆なお、いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払い込みが必要となります。
- ◆ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

7

解約の際にはご注意ください

CHECK



- ◆お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めて払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

8

生命保険会社が破綻した場合等には、
保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります

CHECK



- ◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9

ご契約の乗換えはお客様にとって
不利益になることがあります

CHECK



- ◆保険契約の乗換え（現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと）をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。（保険種類によっては、告知義務がない場合があります。）
また、新たにお申込みの保険契約の責任開始期を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たにお申込みの保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 新たにお申込みの保険契約について、責任開始期前に生じたケガの場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。（解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。）
- 新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。（例えば、乗換えで新たにお申込みの保険契約が「がん治療支援保険」の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されます。）
- 新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。



- ◆当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先

 カスタマーセンター  **0120-016-234**

[受付時間] 平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ◆(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

お問い合わせ先

 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

■ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

\\目的から簡単に情報を検索!\\



目的別 目次

■ご契約に際して

いつから保障が開始するのか知りたい。



保険会社の責任開始期

P16

申込みを撤回したい。



クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回またはご契約の解除)

P15

告知義務について知りたい。



職業等の告知義務

P16

保険用語の意味を知りたい。



主な保険用語のご説明

P9

■保険の特長やしぐみについて

この保険の特長やしぐみを知りたい。



長期傷害保険

P18

■保険料について

保険料の払込方法を変えたい。



保険料の払込方法(経路)

P28

保険料払込みの猶予期間について知りたい。



保険料の払込期月と猶予期間
および復活について

P29

保険料の負担を減らしたい。



保険料のお払込みが困難に
なられた場合の継続方法

P32

■保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の請求手続きについて知りたい。



保険金・給付金等の
請求の流れと注意点

P20

給付金等の代理請求について知りたい。



給付金等の代理請求に
ついて

P26

保険金・給付金等が受け取れないケースについて
知りたい。



保険金・給付金等を
お支払いできない場合

P22

受取人を変更したい。



死亡保険金受取人の
変更について

P26

■ご契約後について

保険を解約したい。



ご契約の解約と
解約返戻金

P34

急にお金が必要になった。



保険契約者に対する
貸付け

P36

保険金などにかかわる税金について知りたい。



生命保険と税金について

P36



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明 9



ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 14

2 個人情報の取扱いに関するご案内 14

3 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除) 15

4 ご契約のお申込みの際のご注意点 16

5 保険会社の責任開始期 16

6 取引時確認(本人確認) 17

7 新たな保険契約への乗換え 17



保険の特長としくみ

8 主契約について 18



保険金・給付金等について

9 保険金・給付金等の請求の流れと注意点 20

10 保険金・給付金等のお支払期限について 21

11 保険金・給付金等をお支払いできない場合 22

12 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例 24

13 給付金等の代理請求について 26

14 死亡保険金受取人の変更について 26

15 保険金・給付金等の請求について 27



保険料について

16 保険料のお払込み 28

17 保険料をまとめて払い込む方法 28

18 保険料の払込期月と猶予期間および復活について 29

19 保険料のお払込みが不要となった場合 31

20 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法 32



ご契約後について

21 ご契約の解約と解約返戻金 34

22 保険契約者に対する貸付け 36

23 生命保険と税金について 36



その他生命保険に関するお知らせ

24 保険金額・給付金額等が削減される場合 37

25 生命保険契約者保護機構 37

26 契約内容登録制度・契約内容照会制度 39

27 支払査定時照会制度 40

28 ご契約内容等の取扱い 40



主な保険用語のご説明

★ このマークは、この保険独自の保険用語です。

(注) このご説明は、生命保険に関する一般的な用語を掲載しております。実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

い 一時払(いちじばらい)

ご契約のお申込時に、**保険期間**全体の**保険料**を一時にお払い込みいただく方法のことをいいます。

一括払(いっかつばらい)

月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う 受取人(うけとりんにん)

保険金・**給付金**・年金などを受け取る人のことをいいます。

か 解除(かいじょ)

告知義務違反があった場合などに、**保険期間**の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約(かいやく)

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金(かいやくへんれいきん)

ご契約を**解約**された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
金額は、**保険種類**・**ご契約年齢**・性別・**保険料**払込期間・**経過年月数**・**保険料**の払込年月数などによって異なり、多くの場合、お払い込みいただいた**保険料**の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、**解約返戻金**は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

き 給付金(きゅうふきん)

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

< クーリング・オフ制度(くーりんぐ・おふせいど)

ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または**第1回保険料相当額**の領収日のいずれか遅い日から(「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、申込日から)、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日(けいやくおうとうび)

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月または毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例 契約日が平成25年1月1日の場合

- 月単位の契約応当日:平成25年2月1日以降の毎月1日
- 年単位の契約応当日:平成26年以降毎年の1月1日

契約者貸付制度(けいやくしゃかじつけいど)



一時的に資金がご入用のときに、**解約返戻金**の一定範囲内でお貸しする制度のことをいいます。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

契約者配当金(けいやくしゃはいとうきん)

保険種類によっては、**責任準備金**等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いたします。ただし、**契約者配当金**は、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。※無配当保険の場合は、**契約者配当金**はありません。

契約内容照会制度(けいやくないようしょうかいせいど)

保険契約等のお引受けの判断または**保険金**・**給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が**保険契約**などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度(けいやくないようとうろくせいど)

保険契約等のお引受けの判断または**保険金**・**給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が**保険契約**に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢(けいやくねんれい)

被保険者の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算します。

例 40歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日(けいやくび)

原則として保障開始の日(責任開始期の属する日)をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、保険種類(がん治療支援保険や特定の特約など)や**保険料**の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例 月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みの場合

契約日は原則として保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

減額(げんがく)

保険金額・給付金額等を減らすことをいいます。減額分は**解約**したものと取り扱います。

更新(こうしん)

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の**保険年齢**・**保険料率**によって**保険料**が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければ自動的に更新されます。また、更新後のご契約には更新時の約款が適用されます。

高度障害状態(こうどしょうがいじょうたい)

高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、**被保険者**が両眼の視力を全く永久に失った場合など、**約款**に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務(こくちぎむ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて**告知書**や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や**特約**が解除されることがあります。

告知書(こくちしょ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**(またはご契約者)自身で記入していただく書面のことをいいます。

事業年度(じぎょうねんど)

当社業務の区切りおよび決算のために定めた期間で、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年のことをいいます。

時効(じこう)

保険金・**給付金**・**解約返戻金**・**保険料払込みの免除**などのご請求には時効があり、ご請求の権利は、3年を過ぎますとなくなります。

失効(しっこう)

猶予期間内に第2回以降の**保険料**のお払込みがないなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金**・**給付金**・**年金**などをお支払いできないこととなります。失効したご契約に**解約返戻金**がある場合には、ご契約者は解約返戻金を請求することができます。

指定代理請求人(していだりせいきゅうにん)

被保険者である**保険金**・**給付金**等の受取人が、病気やケガにより**保険金**・**給付金**等を請求する意思表示ができない等の場合に、**保険金**・**給付金**等の代理請求を行うことができる、あらかじめ指定された人のことをいいます。

支払限度(しはらいげんど)

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 入院給付金の支払限度

1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度(しはらいさいていじょうかいせいど)

保険金・**給付金**等のお支払いの判断または保険契約などの**解除**、**取消**もしくは**無効**の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由(しはらいじゆう)

保険金・**給付金**・**年金**などを支払うことになる事象をいいます。

例 約款所定の被保険者の死亡、入院、手術 など

主契約(しゅけいやく)

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款(しゅやくかん)

主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用(じゅんよう)

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

診査(しんさ)

医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法などもあります。

す **すえ置支払**(すえおきしはらい)

保険金などの受取方法の一つで、お支払事由が生じた保険金などを当社にすえ置く制度のことをいいます。すえ置かれた保険金などには、当社所定の利率(経済情勢などにより変更することがあります)による利息がつけられます。

せ **生命保険募集人**(せいめいほけんぼしゅうにん)

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人(募集代理店の担当者等)は、お客様と当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

責任開始期(日)(せきにんかいしき(び))

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といえます。

責任準備金(せきにんじゅんびきん)

将来の**保険金・給付金・年金**などをお支払いするために、**保険料**の中から積み立てられるものをいいます。

前納(ぜんのう)

将来の**保険料**を2年分以上まとめて払い込むことをいいます。保険料の前納をされる場合、当社所定の利率(経済情勢などにより変更することがあります)で割り引いて計算した**保険料前納金**をお払い込みいただきます。月払のご契約は年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

た **第1回保険料相当額(充当金)**
(だいいっかいほけんりょうそうとうがく(じゅうとうきん))

ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回**保険料**に充当されます。

代理請求制度(だいにせいきゅうせいど)

被保険者が**保険金・給付金**等を請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその**保険金・給付金**等を請求できる制度のことをいいます。

ち **中途付加**(ちゅうとふか)

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や**保険期間**を変えずに、新たな**特約**を付加することをいいます。

と **特則**(とくそく)

約款の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特定障害不担保(とくていしょうがいふたんぼ)

特別条件の一つで、特定障害(所定の視力障害)に対して、高度障害保険金をお支払いしないことなどをいいます。

特定疾病・部位不担保(とくていしっぺい・ぶいふたんぼ)

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した身体部位または特定疾病に対して**給付金**などをお支払いしないことをいいます。

特別条件(とくべつじょうけん)

被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といえます。

特約(とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項(とくやくじょうこう)

特約の約款のことをいいます。なお、**普通保険約款**と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

取消(とりけし)

ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったと認められた場合等には、ご契約は取消となります。この場合、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻ししません。

は **払込期月**(はらいこみきげつ)

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 **契約応当日が4月1日の場合**

保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払済保険(はらいずみほけん)

保険料のお払込みを中止し、**保険料払込済**のご契約に変更することをいいます。保険金額は小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。なお、元のご契約の**特約**は、一部を除き消滅します。

ひ **被保険者**(ひほけんしゃ)

保険(保障)がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ **普通保険約款**(ふつうほけんやっかん)

主契約の約款のことをいいます。

復活(ふっかつ)

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または**診査**をしていただき、健康状態などによっては復活できないこともあります。

復旧(ふっきゅう)



払済保険に変更されたご契約を変更後3年以内に当社の承諾を得て、元の契約に戻すことをいいます。

ほ 保険期間(ほけんきかん)

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの**支払事由**が発生した場合のみ、**保険金・給付金・年金**などのお支払いの対象となります。**保険料払込期間**とは必ずしも一致しません。ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と**責任開始期**が異なる場合があります。

保険金(ほけんきん)

被保険者がお亡くなりになったときや、当社所定の**高度障害状態**になられたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

保険契約者(ほけんけいやくしゃ)

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(たとえば、契約内容の変更などの請求)と義務(たとえば、**保険料**を払い込む義務)を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券(ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度(ほけんねんど)

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…といいます。

保険年齢(ほけんねんれい)

契約年齢に年単位の**契約応当日**ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が平成25年1月1日、契約年齢が40歳の場合

保険年齢は、平成26年1月1日より41歳、平成27年1月1日より42歳、…となります。

保険料(ほけんりょう)

ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間(ほけんりょうきかん)

保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの**契約応当日**から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法(回数)

(ほけんりょうのはらいこみほうほう(かいすう))

保険料の払込方法(回数)には、保険種類に応じて、一時払、月払、年払があります。

保険料の払込方法(経路)

(ほけんりょうのはらいこみほうほう(けいろ))

保険料の払込方法(経路)には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込み、所属する会社などの団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。

保険料の振替貸付

(ほけんりょうのふりかえかしつけ)



保険料のお払込みがないまま保険料払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、所定の**解約返戻金**(年払の場合の**未経過保険料**を含みます。)があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替える制度です。

保険料の割増(ほけんりょうのわりまし)

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の**保険料**に特別保険料を加算することをいいます。

保険料払込期間(ほけんりょうはらいこみきかん)

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。**保険期間**とは必ずしも一致しません。

保険料払込みの免除

(ほけんりょうはらいこみのめんじょ)

被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の**保険料**のお払込みを免除することをいいます。

保険料払込みの免除事由

(ほけんりょうはらいこみのめんじょじゆう)

保険料のお払込みが免除される事象をいいます。

例 **被保険者**の不慮の事故による所定の身体障害の状態など

保険料払込みの猶予期間

(ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)

保険料のお払込みには猶予期間があります。**保険料の払込方法(回数)**に応じて、つぎのとおりです。

例 第2回目以降の保険料払込みの猶予期間

- 月払の場合: **払込期月**の翌月初日から末日まで
- 年払の場合: **払込期月**の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**まで

保険料率(ほけんりょうりつ)

保険料を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する**保険料**のことをいいます。

み 未経過保険料(みけいかほけんりょう)

年払の保険契約で、払い込まれた**保険料**のうち、その保険料に対する**保険料期間**中の経過月数(1か月未満の端数切り上げ)により計算した未経過部分の保険料をいいます。

む 無効(むこう)

保険金・給付金等を不法に取得する目的で加入されたと認められた場合や「責任開始期に関する特約」を付加した契約で**保険料払込みの猶予期間**内に第1回保険料のお払込みがない場合等は、ご契約の当初から、その効力がなくなります。不法取得目的による無効の場合、すでに**保険料**をお払込みいただいていたとしても払い戻しません。

め 免責事由(めんせきじゆう)

当社は、ご契約成立後、**被保険者**の死亡や入院などの**支払事由**に対して**保険金・給付金・年金**などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

例 ご契約後3年以内の自殺、酒気帯び運転中の事故による入院 など

や 約款(やっかん)

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、**普通保険約款**と**特約条項**があります。

よ 予定利率(よていりりつ)

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを**予定利率**といいます。



ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



① 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

② 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。(*)
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末のカスタマーセンターまでご連絡ください。

(*) 当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例(各保険種類ごとに異なります。)

・ 保険契約の復活 ・ 保険契約の復旧 など それぞれのお手続きの内容について、詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

2 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、面接士、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。


当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各种書類は返却いたしません。

<補足>

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

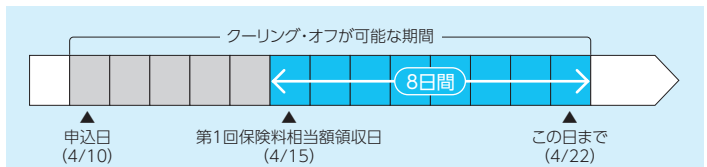
なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は下記照会先までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

照 会 先	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 お客様相談コーナー [受付時間] 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)	 0120-630-077
--------------	---	--

3 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます。)は、ご契約のお申込日または第1回保険料相当額の領収日(※)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。



(※)第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、以下のようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額の領収日
①金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した日
②当社の取扱者/代理店への払込み	当社の取扱者/代理店が受け取った日

1 お申出方法

- お申込みの撤回等は、**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力を生じます。必ず**郵便にて**右記住所宛お申し出ください。
- 郵送する書面には右記の項目をご記入ください(ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてお申し出ください)。なお、保険証券がお手元に到着している場合には、書面とともに封書にてご送付ください。

〒163-0515 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル
 東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。	
②申込人(契約者)	安心 太郎(アンシン タロウ) (印)
③住所	東京都××区〇〇〇
④電話番号	03-****-****
⑤証券番号	xxxxxxxxxxxx
⑥取扱者/代理店	△△保険サービス
⑦保険料	□□□□円
⑧返金先口座	〇〇銀行××支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 アンシン タロウ

お申込人(契約者)ご自身がご署名ください。また、申込書と同一の印鑑を押印ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。また**ご契約者本人名義の口座に限り**ます。

2 お申込みの撤回等を行うことができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
- ④法人をご契約者とする保険契約である場合

3 その他

- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、お申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
- 当社は、お申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金または給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 万一お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着いたしましたら、支社・本店あてご連絡願います。

ご契約のしおり
ご契約に際して

4 ご契約のお申込みの際のご注意点

申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。

① 申込書・告知書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。

② 職業等の告知義務

- 職業等について告知書等によりおたずねする内容に対して、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 注意喚起情報「2. 職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。

③ 保険料のお払込みについて

- 第1回保険料相当額のお払込方法は、当社指定口座へのお振込みをおすすめしています。
- 第1回保険料相当額を当社の取扱者/代理店に払い込まれる場合は、引き換えに必ず当社所定の「保険料等領収証」をお受け取りください。

④ 保険証券の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者/代理店または保険証券表示の照会先へご連絡ください。



⑤ ご契約の確認について

- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

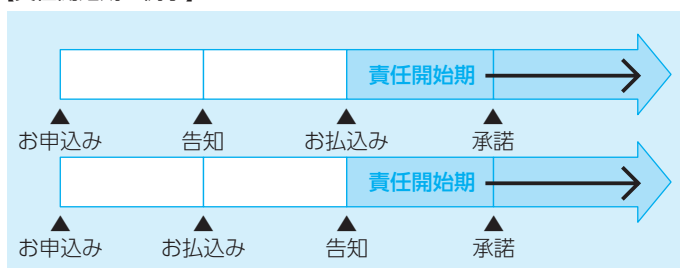
5 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾(お引き受けすることを決定)した場合には、第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが終了したときから保険契約上の責任を負います。

- 責任開始期(ご契約の保障が開始される時期)は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ以下ようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期
①金融機関からの直接振込	「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
②当社の取扱者/代理店への払込み	「当社の取扱者/代理店が第1回保険料相当額を受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時

【責任開始期の例示】



6 取引時確認(本人確認)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、お客様が個人の場合は氏名、住居、生年月日および職業等を、法人の場合は名称、本店等の所在地および事業の内容等を、所定の方法により確認させていただくこと(以下「取引時確認」といいます。)があります。

① 確認方法について

- お客様が代理人を利用して取引される場合は、お客様と、実際に取引をなさる代理人双方の取引時確認をさせていただくことがあります。
- お客様が法人の場合は、お客様である法人と、実際に取引をなさるご担当者双方の取引時確認をさせていただくことがあります。

② その他

- お客様が、取引時確認に際して氏名、住居、生年月日および職業等を偽ることは「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」で禁止されており、お客様に隠ぺいの目的があった場合には、罰金が科せられます。
- 金融機関である当社(あんしん生命)は、お客様が取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとなっており、お客様が取引時確認に応じない間、お客様は金融機関である当社(あんしん生命)に契約上の義務の履行を要求できません。
- ご契約に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき確認させていただいた内容について、所定の方法により変更の有無・変更後の内容を確認させていただくことがあります。

7 新たな保険契約への乗換え

保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、お客様にとって不利益になる事項がありますので、特に次の内容についてご注意ください。

① 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

解約返戻金について	解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
配当金・配当請求権について	一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合や配当金が少なくなる場合があります。

② 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

加入時の告知義務等について	<ul style="list-style-type: none">• 新たにお申込みの保険契約について、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)• 新たにお申込みの保険契約の責任開始期を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たにお申込みの保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
お引受け条件について	新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。(例えば、乗換えで新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。)
保険金・給付金等のお支払いについて	新たにお申込みの保険契約について、責任開始期前に生じたケガの場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(現在のご契約を継続していれば保険金や給付金のお支払いや保険料の払込免除になる場合でも、乗換え後の新契約ではお支払い対象にならなったり、保険料の払込みが免除されないことがあります。)
がんを保障する場合について	新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。 (例えば、乗換えで新たにお申込みの保険契約が「がん治療支援保険」の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されます。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障のない期間が発生します。)



保険の特長としくみ

8 主契約について

長期傷害保険

ケガおよび所定の感染症による万一の保障を
終身にわたり確保できる保険です。

特長1



不慮の事故による死亡や所定の身体障害状態に対する保障が得られます。

- ◆不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき、災害死亡保険金が支払われます。
- ◆不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき、障害給付金が支払われます。

特長2



一生涯を通じて保障が続きます。

- ◆生涯(終身)にわたって、不慮の事故または所定の感染症による死亡や所定の身体障害状態に対する保障が得られます。

特長3



保険料が割安です。

- ◆この保険は無配当保険ですので契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安となっています。

○ 保険金・給付金のお支払

お支払いする 保険金・給付金	保険金・給付金のお支払事由	お受け取りになる人
災害死亡 保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故または感染症を直接の原因として死亡されたとき	死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に 所定の身体障害の状態 になられたとき	被保険者 (ただし、保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)

- 災害死亡保険金は、災害死亡保険金額をお支払いいたします。ただし、同一の不慮の事故により、すでに支払った障害給付金または支払うべき障害給付金があるときは、その額を差し引いてお支払いいたします。
※災害死亡保険金のお支払後に、同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても当会社はこれをお支払いいたしません。
- 障害給付金は、災害死亡保険金額に普通保険約款「別表3 給付割合表」記載の給付割合を乗じて得た額をお支払いいたします。ただし、障害給付金の支払割合は、通算して100%を限度とします。
- 被保険者が死亡したとき、または障害給付金の支払割合が通算して100%に達したときは、この保険契約は消滅します。被保険者の死亡により保険契約が消滅したときは、次の場合を除いて、責任準備金を保険契約者にお支払いいたします。
 - ・ 災害死亡保険金を支払われるとき
 - ・ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

○ 保険料の払込免除

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の身体障害の状態**(ただし、第2級または第3級に該当した場合に限ります。)になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。

ご参考

不慮の事故または感染症を直接の原因として死亡されたときとは、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または「普通保険約款別表5 対象となる感染症」に定める感染症を直接の原因として死亡された場合をいいます。

別表参照

所定の身体障害の状態については、「普通保険約款別表3 給付割合表」をご参照ください。

別表参照

不慮の事故については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、**所定の身体障害の状態**については、「普通保険約款別表3 給付割合表」をご参照ください。

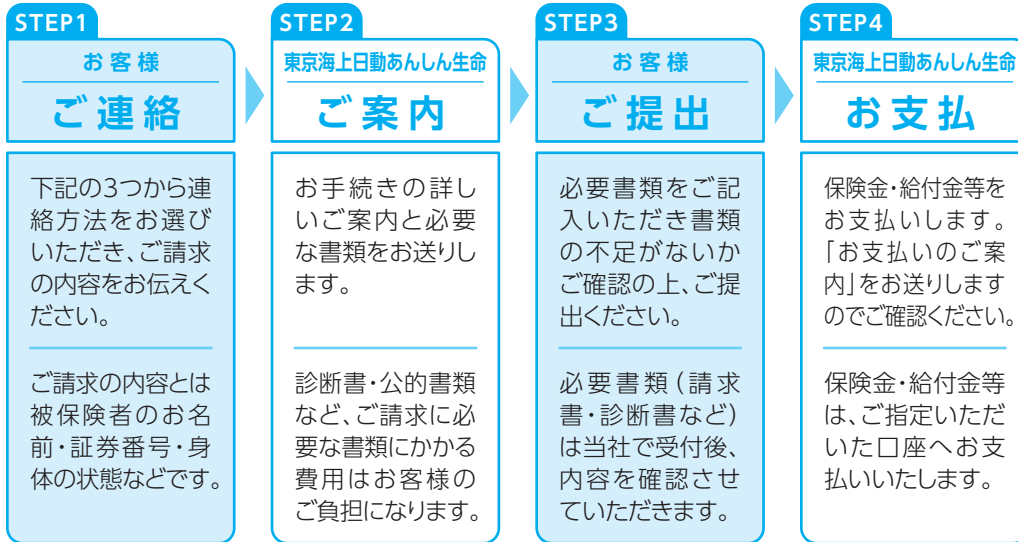


保険金・給付金等について

9 保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者がお亡くなりになったときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ



●インターネットで当社ホームページから下記の順序でお進みください。

ご契約者様 → 保険金・給付金のご請求手続きの流れ → インターネットでのご連絡

当社ホームページ <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

●保険金請求受付専用ダイヤルへお電話ください。

保険金請求受付専用ダイヤル ☎ **0120-536-338**

[受付時間] 平日9:00~18:00
土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●担当の代理店もしくはライフパートナーへご連絡ください。

⚠️ ご注意

保険金・給付金等のご請求は、3年をすぎると、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

⚠️ ご注意

保険料の払込免除の請求についても左記の「ご請求手続きの流れ」と同様となります。

⚠️ ご注意

ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくことや、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。事実確認や医師による診断等の結果、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

保険金・給付金等をもれなく請求いただくために

・ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合



ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

○ 死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入院をした

手術をした



入院給付金・手術給付金等のお支払い対象となる可能性があります。

<対象となる保険種類・特約例>

医療保険

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)

疾病入院特約

など

○ 保険料払込免除について

● 不慮の事故により所定の障害状態になったとき

不慮の事故により障害状態になったとき

片眼が見えなくなった
両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した
半身が完全に麻痺してしまった



保険料払込免除の対象となる可能性があります。

など



ご注意

・お支払いにはそれぞれ条件があります。
・ご契約に、対象となる保険種類へのご加入がない場合や特約が付加されていない場合にはお支払いできません。保険証券でご契約内容をご確認ください。

10 保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。

ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて60日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて下記日数以内にお支払いします。
	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	90日
	・弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	90日
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日
	・ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日
	・日本国外における調査が必要な場合	180日
・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日	

▲ご注意

請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

▲ご注意

保険金・給付金等をお支払いするための左記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

11 保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

○ 免責事由に該当した場合

保険金・給付金等	免責事由 (保険金・給付金等をお支払いできない場合・ 保険料のお払込みを免除できない場合)
障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> 地震、噴火または津波 戦争その他の変乱
災害死亡保険金	(上記に加え、次の場合) <ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金受取人の故意または重大な過失

○ 免責事由以外の場合

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
責任開始期前に生じた傷害 または発病した感染症の場合	<p>次の保険金・給付金等のお支払いの原因となる不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき(下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。)</p> <p style="text-align: center;">災害死亡保険金、障害給付金</p> <p>【ご注意】 次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後に生じた傷害等とみなして、保険金・給付金等のお支払いに関する規定を適用します。</p> <p>①告知等により当社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合</p> <p>②責任開始期前の傷害等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合</p> <p>③責任開始期前の傷害等について、次のア、およびイ、を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合</p> <p>ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。</p> <p>イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。</p>
詐欺による取消	<p>ご契約の締結、復活、復旧またはご契約内容の変更(以下「ご契約の締結等」といいます。)に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき</p> <p>⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。</p>

ご参考

地震、噴火または津波、戦争その他の変乱により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加がご契約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

⚠ ご注意

保険金・給付金等には、保険料の払込免除を含みます。

⚠ ご注意

知っていた場合には、責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。

⚠ ご注意

健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
不法取得目的による無効	<p>ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行い、ご契約が無効とされたとき</p> <p>①不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき ②第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき</p> <p>⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。</p>
重大事由による解除	<p>次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。) ②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。) ③他の保険契約との重複によって保険金額・給付金額等の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき ④保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき ⑤次のア.またはイ.に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①～④と同等の重大な事由があるとき ア.ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき イ.保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき (※1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他をいいます。 (※2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることを含みます。</p> <p>⚠ 上記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。</p>
告知義務違反による解除	<p>故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、ご契約が解除されたとき</p> <p>【ご注意】 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。</p> <p>⚠ 告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込みの免除をいたしません。</p>

⚠ **ご注意**

保険金・給付金等には保険料の払込免除を含みます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
ご契約の失効	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効(効力を失うこと)したとき • 契約者貸付の元利合計金額(※)が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えたにもかかわらず、ご返済がなかったため、ご契約が失効したとき (※) 保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。

12 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例01 災害死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類

災害死亡保険金

- ◆ 被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、亡くなられた場合。
- ◆ 軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常歩行して、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

お支払い
できます

- ◆ 被保険者の重大な過失
高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられた場合。
- ◆ 泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいたところ車にはねられて亡くなられた場合。

お支払い
できません

災害死亡保険金については約款で以下のようなお支払いできない場合(免責事由)を定めており、いずれかに該当するときは災害死亡保険金はお支払いできません。



解説

<約款で定めたお支払いできない場合(免責事由)の例>

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

事例02 不慮の事故により死亡されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

災害死亡保険金

- ◆ 階段で足をすべらせて転落し、頭を強打した際の「急性硬膜下血腫」により亡くなられた場合。

お支払い
できます

- ◆ 「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難となっている方が、食物を喉に詰まらせて、亡くなられた場合。

お支払い
できません



解説

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款所定の分類項目に該当する事故をいいます。お支払いできない事例のように、窒息の原因が疾病の場合、約款所定の分類項目から除外されている事故にあたるため、災害死亡保険金はお支払いできません。

事例03 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になったとき①

対象となる保険金・給付金などの種類

保険料の払込免除

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。

保険料のお払込みを免除できます

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

保険料のお払込みを免除できません



解説

保険料の払込免除は、約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。対象となる身体障害状態は、約款でご確認ください。なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例04 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になったとき②

対象となる保険金・給付金などの種類

障害給付金

◆ご契約加入後に発生した交通事故により、左手のすべての指を中手指節関節から切断し失ってしまった場合。

お支払いできます

◆ご契約加入後に発生した交通事故により、左手の指を骨折したが、手術等の治療によって回復した場合。

お支払いできません



解説

障害給付金は、不慮の事故によって約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。なお、障害給付金のお支払いの対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

13 給付金等の代理請求について

○ 給付金等の代理請求

- 給付金受取人が被保険者となっているご契約で、その被保険者が給付金を請求できないつぎのいずれかの事情があるときは、代理請求することができます。

- 傷害または疾病により、給付金を請求する意思表示ができない場合
- 傷病名の告知を受けていない場合
- その他これに準じた状態である場合

- 被保険者に代わって請求できる方は、つぎのいずれかの方です。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) (1)の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族

- また、給付金受取人が被保険者となっているご契約で、給付金の支払事由が発生した後に被保険者が死亡した場合には、被保険者の法定相続人のうちつぎのお1人の方を代表者とします。この場合、その代表者は被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) (1)の配偶者がいない場合には、法定相続人の協議により定められた者

※保険契約者が被保険者と同一人である場合の被保険者死亡に伴う責任準備金の支払についても、上記と同様に取り扱います。

14 死亡保険金受取人の変更について

○ 死亡保険金受取人の変更

ご契約者は、被保険者がお亡くなりになるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご連絡ください。
- ご契約者は災害死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。(被保険者の同意が必要となります。)この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

○ 死亡保険金受取人が死亡した場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった際には、すみやかに当社にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをさせていただきます。

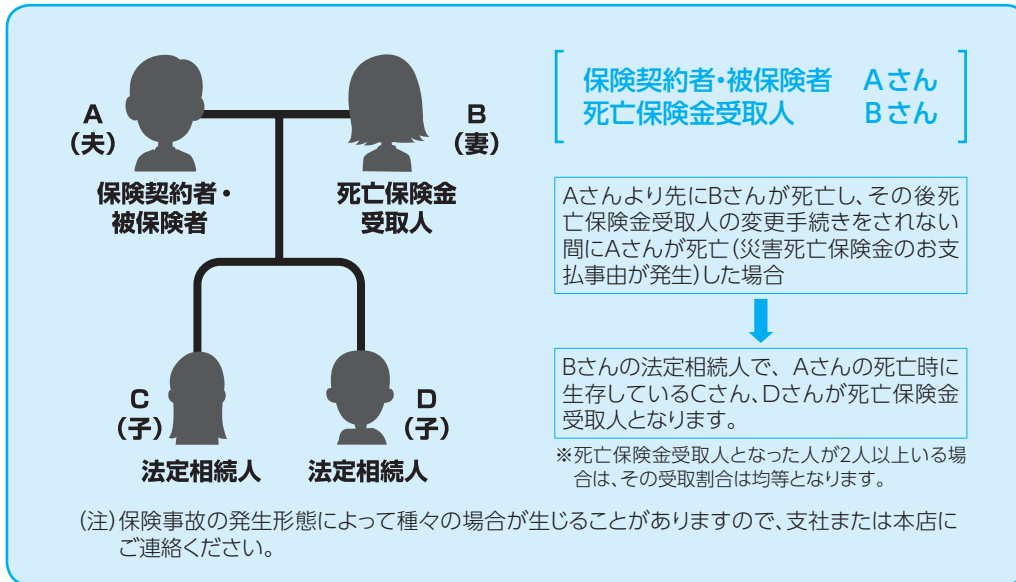
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、災害死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、つぎのようなお取扱いとなります。



▲ ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、当社は災害死亡保険金をお支払いしません。

【死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例】



15 保険金・給付金等の請求について

○ 保険金・給付金等の請求書類

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款の別表をご参照ください。



ご注意

- 保険金・給付金・解約返戻金・保険料払込みの免除等を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅しますのでご注意ください。
- 法人等(個人事業主を含みます。以下同じ。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その法人等から給与の支払を受ける人を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である法人等が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害死亡保険金の請求の際、つぎの書類の提出も必要です。
 - (1) 被保険者もしくは死亡退職金等の受給者の請求内容確認書または被保険者もしくは死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (2) 保険契約者である法人等が受給者本人であることを確認した書類

○ 保険金・給付金等の支払場所

- 保険金・給付金等は、当社の本店でお支払いします。

○ 保険金・給付金等の請求に関して訴訟となった場合

- 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。



保険料について

16 保険料のお払込み

○ 保険料の払込方法(経路)

● 保険料の払込方法(経路)には次の方法があります。

□ 口座振替扱

● 当社が提携している金融機関等で、ご契約者の定めた預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。

送金扱

● 当社所定の事務手続により、払込期月中に最寄りの金融機関より当社指定の銀行にお払い込みください。
● その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。

団体扱

● 団体扱契約の場合、勤務先などの団体を經由して、お払い込みください。
● この場合は、まとめて一枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

○ 保険料の払込方法(経路)の変更

● 次の場合には、当社の取扱者/代理店、支社または本店までお申し出ください。

- 払込方法の変更を希望する場合
- 指定口座の変更を希望する場合
- 勤務先団体からの脱退 など

● お払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、**新たなお払込方法に変更**させていただきます。

● この場合、新たなお払込方法に変更されるまでの間の保険料は、当社の本店または当社の指定した場所にお払い込みください。

17 保険料をまとめて払い込む方法

ボーナス、預貯金、退職金などの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

○ 保険料の一括払・前納

① 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 当月以降の月払保険料をまとめて(3~12か月分)お払い込みいただく一括払のお取扱いがあります。この場合には、当社所定の割引率で保険料を割引いたします。
- この一括払保険料は、払込時期が到来するまで預り金として当社に積み立てられ、払込時期が到来するごとに保険料に充当されます。
- 保険期間中にご契約が消滅(解約・死亡など)した場合には、まだ払込時期が到来していない一括払保険料は返還されます。

② 保険料の前納(年払契約の場合)

- 将来の年払保険料を一定の年数分(2年以上かつ当社所定の期間内)まとめてお払い込みいただく前納のお取扱いがあります。この場合には、**当社所定の利率**で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただけます。
- この保険料前納金は、**当社所定の利率**で積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料のお払込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合、または保険料のお払込みを必要としなくなった場合に、保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 月払のご契約は、年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。



保険料の一括払または前納をご利用された期間につきましては、保険金額・給付金額等の減額など、契約内容の変更が制限されることがありますので、あらかじめご了承ください。

⚠️ ご注意

各々の**保険料の払込方法(経路)**には、当社の定める取扱条件があります。

⚠️ ご注意

「**口座振替扱**」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。

🙏 お願い

「**送金扱**」で、万一払込期月中にお払込みのご案内が届かなかった場合などは、お手数でも支社または本店までご連絡ください。

⚠️ ご注意

新たなお払込方法に変更できるのは、当社の定める取扱条件を満たした場合に限ります。

⚠️ ご注意

当社所定の利率は、経済情勢により変更することがあります。

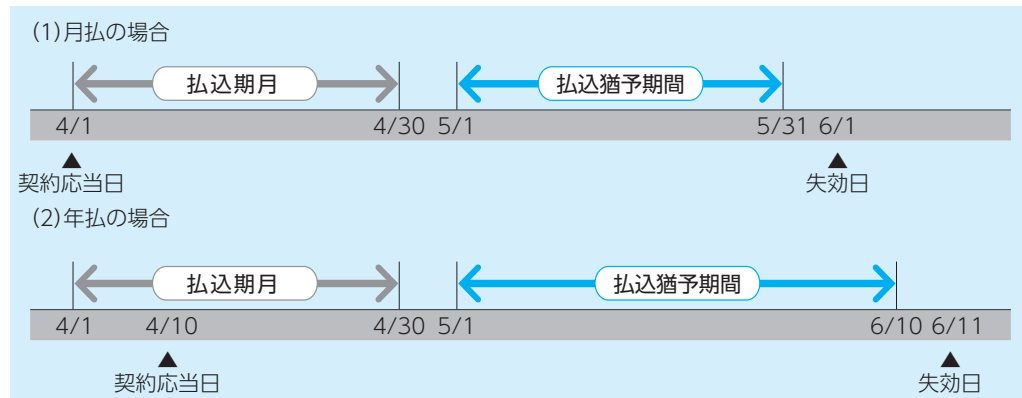
18 保険料の払込期月と猶予期間および復活について

ご契約を有効に継続させるためには、払込方法(回数)に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

● 第2回以後の保険料の払込期月および払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月 (保険料を払い込むべき月)	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで)

【払込期月と払込猶予期間】



○ 払込猶予期間満了の場合の取扱い

● 払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効(ご契約の効果がなくなり、保障がなくなる)します。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対の申出がない限り、当社が自動的に**保険料をお立て替え**し、ご契約を有効に継続させます。

○ 効力を失ったご契約の復活

- 保険契約が失効した場合でも、3年以内なら、復活の請求ができます。
- 復活の際に必要なお手続きは下記のとおりです。
 - ・改めて、告知をしていただきます。
 - ・当社所定の金額をお払込みいただきます。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合、告知と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、復活の取扱いが行われた後のご契約の保障が開始されます。
 - ・複数回復の取扱いが行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
 - ・告知と当社所定の金額のお払込みがともに完了した日を「復活日」といいます。

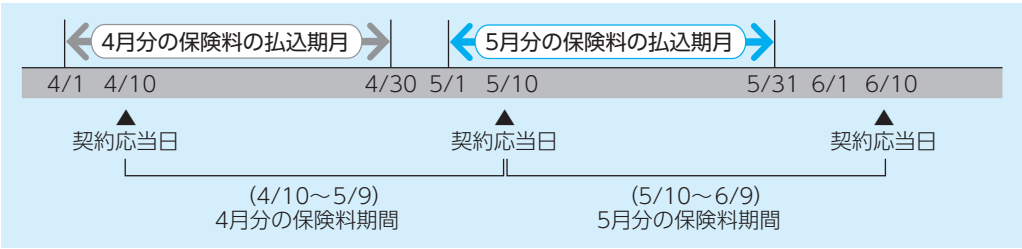
⚠️ ご注意

保険料をお立て替えした際には、立替利息が発生し、当社所定の利率で計算します。

● 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

● 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当されます。

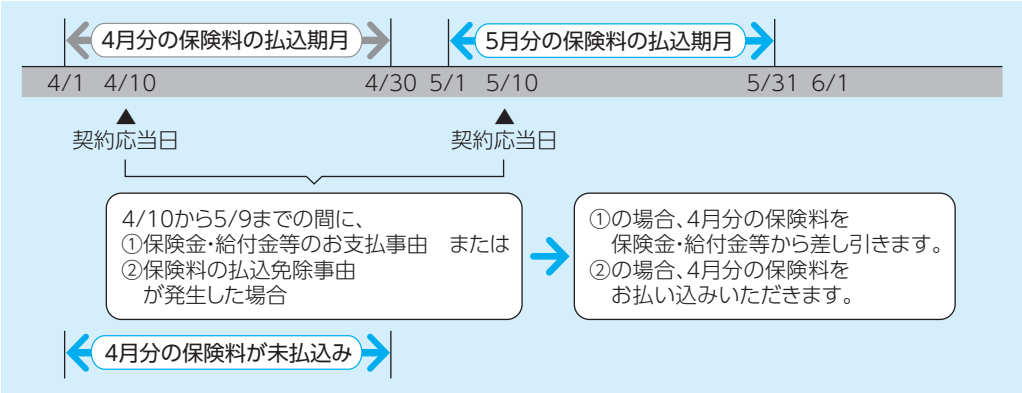
例：月払契約



● 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき …… **未払込保険料**を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき …… **未払込保険料**をお払い込みいただけます。

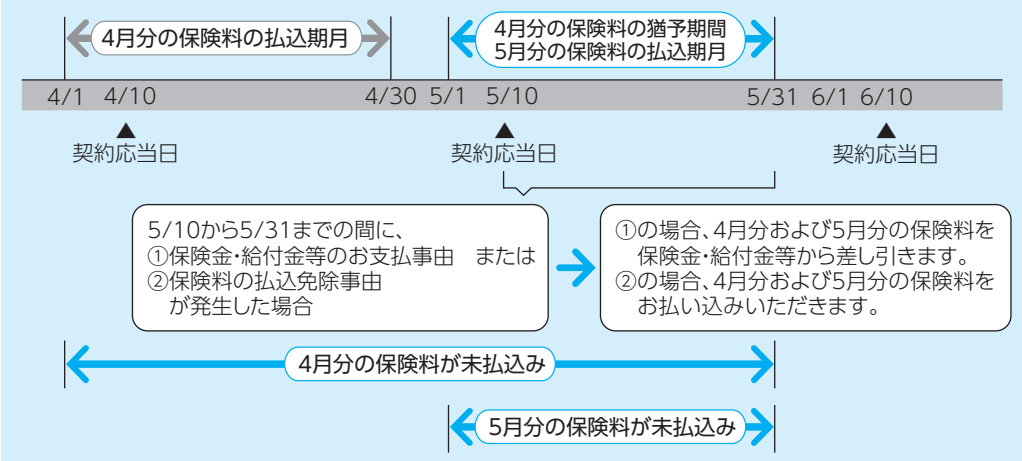
【例1】 1か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）



● 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき …… **2か月分の保険料**を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき …… **2か月分の保険料**をお払い込みいただけます。

【例2】 2か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）



⚠️ ご注意

保険金・給付金等が**未払込保険料**に不足する場合は、未払込保険料をお払い込みいただけます。

⚠️ ご注意

保険金・給付金等が**2か月分の保険料**に不足する場合は、2か月分の保険料をお払い込みいただけます。

契約のしおり

保険料のしおり

19 保険料のお払込みが不要となった場合

保険料のお払込み方法(回数)が年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、**ご契約の消滅等**により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額(未経過保険料)をお支払いします。(詐欺による契約取消や不法取得目的による無効の場合等、約款・特約条項に定める場合を除きます。)

<お支払いする額(未経過保険料)>

すでに払い込まれた**保険料**のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数(端日数切捨て)に対応する保険料相当額

【年払契約】

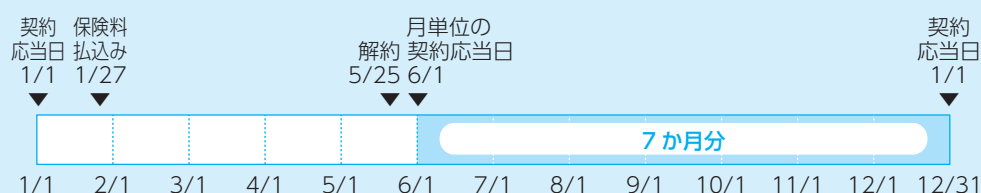
<ご契約例>

契約応当日:1月1日

月単位の契約応当日:毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを必要としなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



⚠️ ご注意

お払込み方法(回数)が月払のご契約には、左記取扱いはありません。

⚠️ ご注意

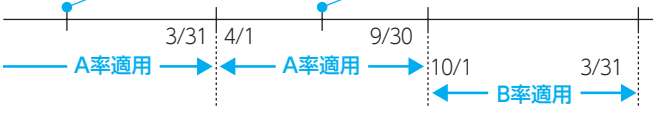
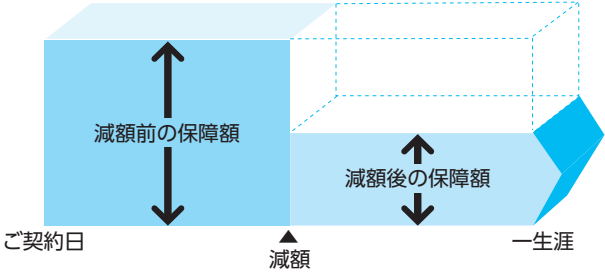
ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額および保険料払込みの免除等を含みます。

⚠️ ご注意

保険料の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

20 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、できるだけご契約が有効に継続されるように次のようなお取扱いをしております。

このようなとき	このような方法で
<p>一時的に保険料の都合が見つからないとき</p>	<p>保険料の振替貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込みの猶予期間内に保険料のお払込みがない場合は、保険契約者から特に反対の申出のない限り、自動的に当社で保険料をお立て替え(振替貸付)します。 ・ 貸付できる金額は、解約返戻金等の所定の返戻すべき金額の範囲内です。 ・ お立て替える場合には、口座振替扱契約や団体扱契約などの場合でも、普通保険料率による保険料を基準としてお立て替えします。 ・ 立替利息は、当社所定の利率で計算します。 ・ この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 <p>この場合、変更後の利率の適用は次のとおりとします。</p> <p>① 新たにお立替を行うとき 1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。</p> <p>② すでにお立替を行っているとき 1月見直しの場合は4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利息を適用します。</p> <div data-bbox="416 913 1129 1218" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【利率が変更される場合の例】</p> <p>利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更されるとき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1月最初の営業日 (見直しによりA率(変更なし)に決定)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>7月最初の営業日 (見直しによりB率(変更)に決定)</p> </div> </div>  </div>
<p>保険料の負担を軽くしたいとき</p>	<p>保険金額の減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金額を減らすことにより、払込保険料が少なくなります。 ・ 保険金額を減額した場合、減額分は解約したものと取り扱います。 ・ 同時に各種特約も減額されることがあります。 ・ 減額後の保険金額は、10万円単位とし、100万円未満となる場合は、お取り扱いできません。 <div data-bbox="416 1429 1129 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div>

ご参考

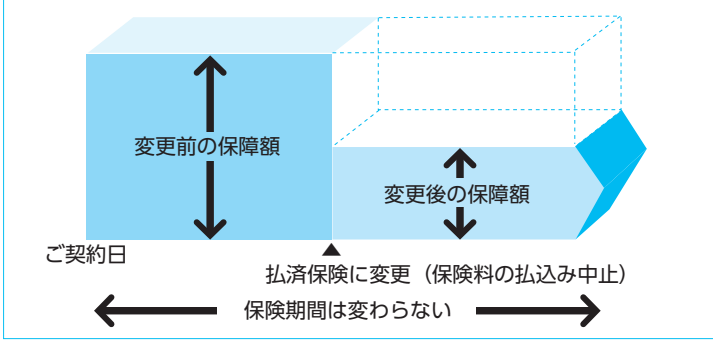
当社所定の利率は年8%を超えることはありません。

⚠️ ご注意

左記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

⚠️ ご注意

保険金・給付金等をお受取の場合、立替金は差し引き精算されます。

このようにとき	このように方法で
<p>途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき</p>	<p>払済保険へ変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更時の解約返戻金等を一時払の保険料として充当し、保険料払込済に変更します。 ・払済後の保険金額は小さくなります。 ・払済後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 ・払済保険への変更後3年以内であれば、当社の承諾を得て、元の契約に戻す(復旧)ことができます。ただし、この場合、当社所定の金額のお払込みが必要です。 ・復旧のお取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期は、復旧の際の責任開始期とします。 ・複数回復旧の取扱いが行われた場合の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。 



ご契約後について

21 ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等に役立つ大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と解約返戻金

- 生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。ご契約時には、その一部が販売、診査、証券作成などの経費にあてられます。ご契約中は、保険金の支払および生命保険の運営に必要な経費にあてられます。
- これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に返戻されるため、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- **解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。**

解約返戻金の請求

- やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。

失効の場合の解約返戻金

- 効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。



ご参考

解約返戻金額は、保険証券に例示しています。

⚠️ ご注意

解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本店でお支払いします。

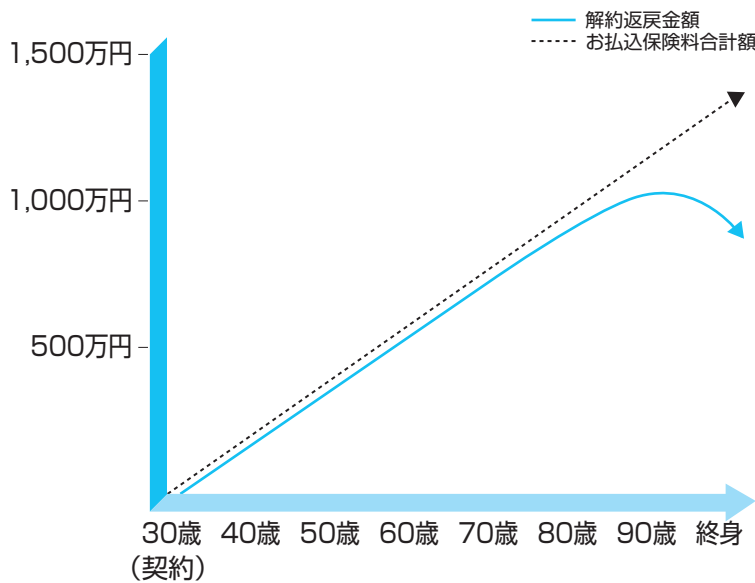
ご参考

保険料の払込みが免除されている場合も、保険料が払い込まれているものとみなして解約返戻金を計算します。

●解約返戻金と払込保険料累計額との関係

[ご契約例]

- 30歳契約
- 年払(口座振替扱)
- 男性
- 終身払込
- 災害死亡保険金2,000万円



○ 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ① ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

○ 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

○ 保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② ご契約者でないこと
- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① ご契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

22 保険契約者に対する貸付け

途中でお金がご入用のときは、一時的に必要な資金をご契約者にお貸し付けする制度があります。

<p>取扱の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金額の上限は、次のとおりとします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">解約返戻金額の7割(保険料払込中・払込済いずれの場合でも)</div> 貸付金額の下限は、次のとおりとします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">初回貸付時 5万円 貸増時 1万円</div>
<p>貸付金の利息</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社所定の利率により、年複利で計算し、1年未満の期間は、日割計算とします。 この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【利率が変更される場合の例】</p> <p>利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更されるとき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>1月最初の営業日 (見直しによりA率(変更なし)に決定)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>7月最初の営業日 (見直しによりB率(変更)に決定)</p> </div> </div> <p style="font-size: small;">Timeline: 3/31 4/1 9/30 10/1 3/31. A率適用 (3/31-4/1, 9/30-10/1), B率適用 (10/1-3/31).</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> なお、すでに契約者貸付を行っている契約についても、利率が変更された場合には、変更後の利率を適用します。(適用方法の詳細は、契約者貸付に係る約定によります。)
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。 契約者貸付の貸付金の元利合計金額(保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。)が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。 当社所定の条件を満たしていない場合、ご契約者に対する貸付のお取扱いはいたしません。 初回貸付の場合、収入印紙代が必要です。

⚠️ ご注意

貸付時の被保険者年齢が90歳以下の場合に限ります。

⚠️ ご注意

すでにこの貸付があるときまたは保険料の振替貸付があるときは、左記金額からこれらの元利金を差し引いた金額を貸付金額の上限とします。
また、保険料払込中のご契約の場合は、1か月分の保険料を差し引くことがあります。

⚠️ ご注意

左記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

23 生命保険と税金について

○ 保険金・給付金の税法上のお取扱い

● 保険金・給付金の特典

障害給付金には、被保険者が受取人のときは税金がかかりません。

災害死亡保険金については、死亡保険金受取人が相続人のときは、相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

⚠️ ご注意

左記内容は、平成25年8月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。



その他生命保険に関するお知らせ

24 保険金額・給付金額等が削減される場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- 生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

25 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。

➡ 保護機構って、どんな団体？

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。



➡ 生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら？

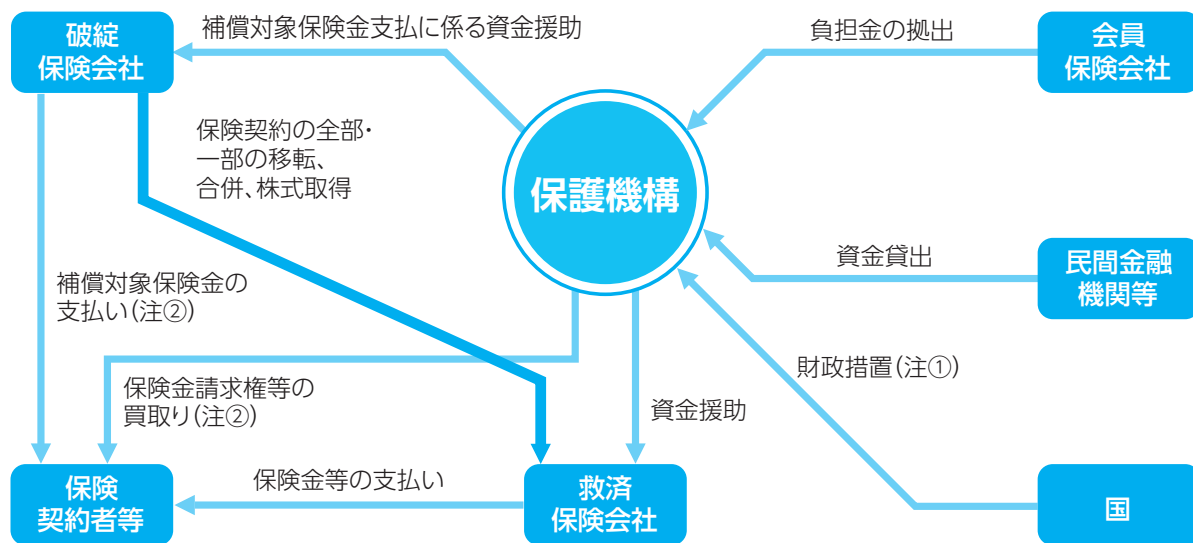
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金額の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。



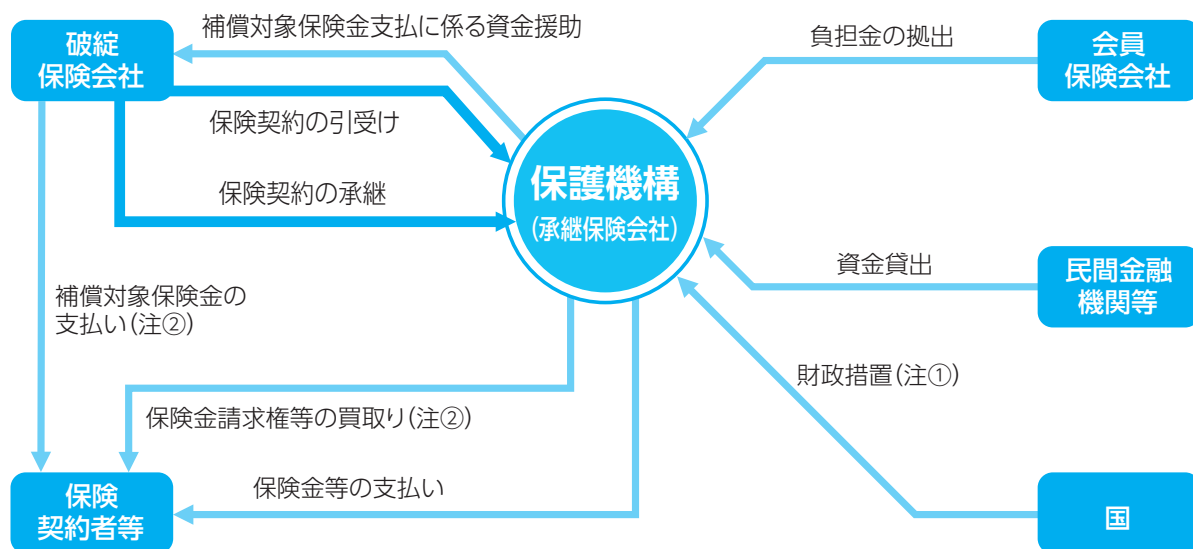
- （※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- （※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$
 （注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 （注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- （※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- （※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



(注①) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注②) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

◆補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

* 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

26 契約内容登録制度・契約内容照会制度

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

● 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

● 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

● 社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）です。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

● 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。



※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

27 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

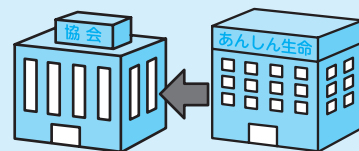
- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

28 ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務又は事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがって、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を業務の代理又は事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社が知ることがあります。

約 款

■ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款 目次



主契約(普通保険約款)

長期傷害保険普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42



特約(特約条項)

保険料口座振替特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

団体扱特約条項I・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

団体扱特約条項II・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

長期傷害保険普通保険約款 目次

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 保険金および給付金の支払に関する補則

第4条 保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険契約の消滅

第5条 保険契約の消滅

4. 保険料払込みの免除

第6条 保険料払込みの免除

第7条 保険料払込免除の請求

5. 当会社の責任開始期

第8条 当会社の責任開始期

6. 保険料の払込み

第9条 保険料の払込み

第10条 保険料の払込方法(経路)

第11条 年払保険料または半年払保険料の前納

第12条 月払保険料の一括払

7. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間および保険契約の失効

8. 保険料の振替貸付

第14条 保険料の振替貸付

第15条 保険料の振替貸付の取消

9. 保険契約の復活

第16条 保険契約の復活

10. 詐欺による取消等

第17条 詐欺による取消

第18条 不法取得目的による無効

11. 告知義務および保険契約の解除

第19条 告知義務

第20条 告知義務違反による解除

第21条 保険契約を解除できない場合

第22条 重大事由による解除

12. 解約および解約返戻金

第23条 解約

第24条 解約返戻金

第25条 保険金等の受取人による保険契約の存続

13. 契約内容の変更

第26条 災害死亡保険金額の減額

第27条 払済保険への変更および復旧

14. 契約者貸付

第28条 契約者貸付

15. 保険金の受取人

第29条 保険金の受取人の代表者

第30条 死亡保険金受取人の変更

第31条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第32条 死亡保険金受取人の死亡

16. 保険契約者

第33条 保険契約者の代表者

第34条 保険契約者の変更

第35条 保険契約者の住所の変更

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第36条 年齢の計算

第37条 契約年齢および性別の誤りの取扱い

18. 契約者配当

第38条 契約者配当

19. 時効

第39条 時効

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条 被保険者の業務、転居および旅行

21. 管轄裁判所

第41条 管轄裁判所

22. 契約内容の登録

第42条 契約内容の登録

(この保険の概要)

この保険は、被保険者の一生にわたって、不慮の事故による万一の場合の保障を確保する保険であって、下表の給付および保険料払込みの免除を行なうことを主な内容とするものです。

	内容
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故または感染症によって死亡したときに支払います。
障害給付金	被保険者が不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になったときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

1.用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
ケ 契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ 契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ 告知	保険契約者と被保険者が、契約の申込をされる時等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当社がたずねる支払事由または保険料払込みの免除事由の発生に関する重要なことがらについて当社に知らせることをいいます。
シ 失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ 支払事由	保険金・給付金を支払うことになる事象をいいます。
セ 責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。
セ 責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ 払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法(回数)に応じて定められている期間(契約応当日の属する月の初日から末日まで)をいいます。
ヒ 被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ 復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
フ 復旧	保険料の払込みを中止して、保険金額を変更した保険契約(払済保険)を元の契約内容に戻すことをいいます。
ホ 保険料の振替貸付	保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合に、解約返戻金および未経過保険料の合計額の範囲内で自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて、保険契約を有効に継続させる制度をいいます。

ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金・給付金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2.保険金および給付金の支払

第2条(保険金および給付金の支払)

この保険契約において支払う給付金は、次のとおりとします。

① 災害死亡保険金

支払額	保険証券記載の災害死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が次のいずれかに該当したとき。 ア. 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ. 責任開始期以後に発病した感染症(別表5)を直接の原因として死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当社はその残額をその他の受取人に支払います。 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の精神障害を原因とする事故 オ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 カ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ク. 地震、噴火または津波 ケ. 戦争その他の変乱

② 障害給付金

支払額	災害死亡保険金額 × 給付割合表(別表3)に定める給付割合
受取人	被保険者(被保険者以外の者には変更することはできません。)
支払事由	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、給付割合表(別表3)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱

第3条(保険金および給付金の支払に関する補則)

(1) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、当社は、被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故(別表2)によって被った傷害または発病した感染症(別表5)(以下、本(1)において「責任開始期前の傷害等」といいます。)を、この保険契約の責任

開始期以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。

① この保険契約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合(責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。)

② この保険契約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害等について、保険媒介者(注1)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③ 責任開始期前の傷害等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。)による異常の指摘を受けたことがない。

(2) 当社は、災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、次の①、②のいずれかに該当する事実があるときは、被保険者について定められた災害死亡保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害死亡保険金から差し引きます。ただし、その支払うべき災害死亡保険金が責任準備金を下回る場合は責任準備金と同額の災害死亡保険金を支払います。

① 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金を既に支払っているとき。

② 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。

(3) 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

(4) この保険契約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。ただし、障害給付金の支払割合を通算して100%に達する際にその支払うべき障害給付金が解約返戻金を下回る場合は、解約返戻金と同額の障害給付金を支払います。この場合、障害給付金の支払割合は通算して100%に達したものとみなします。

(5) 身体障害の状態が給付割合表(別表3)の2種目以上に該当する場合には、それぞれの障害状態が該当する種目に対応する割合を合計したものを給付割合とします。ただし、身体の同一部位(別表4)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。

(6) 既に給付割合表(別表3)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(別表4)に生じた身体障害については、既にあった身体障害(本(6)において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合とします。ただし、前障害がこの保険契約に基づく障害給付金の支払を受けたものであるときは、前障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合(注2)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(7) 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(注3)が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者を障害給付金の受取人とします。(保険契約者以外の者には変更することはできません。)

(8) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により保険金または給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により保険金または給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、保険金または給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(9) 保険金または給付金が支払われ、保険契約が消滅した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社はその保険金または給付金からそれらの元利金を差し引きます。

(注1) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

(注2) 2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合とします。

(注3) 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第4条(保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所)

(1) 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金もしくは給付金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

(2) 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険金または給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、その保険金または給付金を請求してください。

(3) 本条(2)の場合に、給付金の受取人が被保険者であり、かつ、その被保険者に給付金を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族)が、請求に必要な書類(別表1)およびその事情を証明する書類を提出し、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。この場合において、当社が給付金を支払った後に、重複して給付金の請求を受けたとしても、当社は、給付金を支払いません。

① 傷害または疾病により、給付金を請求する意思表示ができないこと。

② 傷病名の告知を受けていないこと。

③ その他前①または②に準じた状態であること。

(4) 本条(2)または(3)の請求を受けた場合、保険金または給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(以下本条において「請求完了日」といいます。)の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。

(5) 保険金または給付金を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認(当社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。)を行います。この場合には、本条(4)の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条(保険金および給付金の支払)に定める状態に該当する事実の有無
②	保険金支払いまたは給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項、第22条(重大事由による解除)(1)⑤ア.～オ.に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

(6) 本条(5)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)および(5)の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数(①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(5)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(5)①～④に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(5)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日

④	本条(5)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者または被害者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(5)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条(5)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(5)①～④に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	90日

- (7) 保険金または給付金を支払うべき期限について、本条(5)または(6)に定める期限を適用する場合には、当会社は、その旨を給付金の受取人に通知します。
- (8) 本条(5)および(6)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。
- (9) 下表の「要件」を全て満たす保険金または給付金の請求については、下表の「請求書類」を本条(2)に定める書類に追加して提出する必要があります。

要件	① 団体(※1)を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。 ② その団体(※1)から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。 ③ 保険契約者である団体(※1)がその保険契約の保険金または給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または甲慰金等(以下本条において「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。
請求書類	ア.またはイ.のいずれかおよびウ.の書類を提出(※2)する必要があります。 ア. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書 イ. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類 ウ. 受給者本人であることを、保険契約者である団体(※1)が確認した書類

- (※1) 官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の代表者を含みます。
- (※2) 被保険者または死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (10) 給付金の受取人が被保険者で、その被保険者が死亡した場合の給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の①または②に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 ② 前①に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めたる者

3. 保険契約の消滅

第5条(保険契約の消滅)

- (1) 次の①または②の場合には、この保険契約は消滅したものとみなします。
- ① 被保険者が死亡したとき。
 ② 障害給付金の支払割合が通算して100%に達したとき。
- (2) 本条(1)①の場合、災害死亡保険金が支払われるときを除き、当会社は次のとおり取り扱います。
- ① 保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
 ② 当会社は、責任準備金があるときは、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、災害死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が保険期

間中に死亡したときの責任準備金の支払については、保険契約者の法定相続人のうち、次の①または②に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、保険契約者の他の法定相続人を代理するものとします。

① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 ② 前①に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めたる者

4. 保険料払込みの免除

第6条(保険料払込みの免除)

- (1) 下表のとおり、当会社は、次に到来する第9条(保険料の払込み)(2)の保険料期間(注)以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害(※1)を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に給付割合表(別表3)に定める身体障害のうち、第2級または第3級の身体障害(以下「第2級・第3級の身体障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害(※2)を原因とする障害状態が新たに加わって第2級・第3級の身体障害に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱

- (※1) 責任開始期前に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の取扱いについては、第3条(保険金および給付金の支払に関する補則)(1)の規定を準用します。
- (※2) 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限り、(1)の規定を準用します。
- (2) 保険料の払込みが免除された場合には、以後第9条(保険料の払込み)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (3) 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①および②の取扱いに関する規定は適用しません。
- ① 第26条(災害死亡保険金額の減額)
 ② 第27条(払済保険への変更および復旧)
- (4) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により第2級・第3級の身体障害の状態に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

(注) 保険料の払込方法(回数)に応じ、契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

第7条(保険料払込免除の請求)

- (1) 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。
- (2) 保険契約者は、当会社に請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 本条(2)の場合に、保険契約者が被保険者で、その被保険者に保険料払込みの免除を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族)が、請求に必要な書類(別表1)およびその事情を証明する書類を提出し、被保険者のために被保険者に代わって保険料払込みの免除を請求す

年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

- (2) 本条(1)の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込みに充当します。
- (3) 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (4) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときはその保険金または給付金の受取人に払い戻します。

(注) 被保険者の年齢が当会社所定の年齢に達する契約応当日の前日までの期間に払い込むべき保険料を限度とします。

第12条(月払保険料の一括払)

- (1) 月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときはその保険金または給付金の受取人に払い戻します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

7. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第13条(猶予期間および保険契約の失効)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法 (回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払(年1回払)	

- (2) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合において、解約返戻金があるときは、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
- (3) 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- (4) 本条(3)の場合において、当会社の支払うべき金額が本条(3)の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金および給付金を支払いません。
- (5) 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

8. 保険料の振替貸付

第14条(保険料の振替貸付)

- (1) 保険料の払込みがないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がない限り、当会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。
- (2) 保険料の振替貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金および未経過保険料の合計額(注)を超えない間、行なわれるものとします。
- (3) 保険料の振替貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。

- (4) 保険料の振替貸付金の利息は、下表に定める「上限利率」以下で当会社が定める利率で計算し、「元金繰り入れ日」ごとに元金に繰り入れます。

	保険料の払込方法 (回数)	上限利率	元金繰り入れ日
①	月払(年12回払)	月8/12%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日
②	半年払(年2回払)	半年4%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日
③	年払(年1回払)	年8%	

(注) その保険料の払込みがあったものとして計算し、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

第15条(保険料の振替貸付の取消)

保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、下表の「取消期限」に定める日までに、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求(注)があったときは、当会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとします。

	保険料の払込方法(回数)	取消期限
①	月払(年12回払)	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
②	半年払(年2回払)	猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日
③	年払(年1回払)	

(注) 第25条(保険金等の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による解約の効力発生を含みます。

9. 保険契約の復活

第16条(保険契約の復活)

- (1) 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社所定の書類(別表1)を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
- (2) 保険契約を復活するときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料(注)を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- (3) 第8条(会社の責任開始期)(1)の規定は、「申込」とあるのを「復活」と、「第1回保険料」とあるのを「延滞保険料」と、「第1保険料充当金」とあるのを「延滞保険料充当金」と読み替えて、本条の場合に準用します。

(注) 第28条(契約者貸付)(6)の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。

10. 詐欺による取消等

第17条(詐欺による取消)

保険契約の締結、契約内容の変更、復活または復旧に際して、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、契約内容の変更、復活または復旧を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第18条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、契約内容の変更、復活または復旧をしたときは、保険契約(復旧の場合には、復旧部分)を無効とし、当会社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

11. 告知義務および保険契約の解除

第19条(告知義務)

保険契約の締結、契約内容の変更、復活または復旧の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条(告知義務違反による解除)

- (1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は将来に向かって保険契約(注)を解除することができます。
- (2) 当社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 保険金および給付金は支払いません。また、既に保険金または給付金を支払っていたときは、保険金または給付金の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払または保険料の払込みを免除します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- (5) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 復旧の場合には、復旧部分をいいます。

第21条(保険契約を解除できない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - ① 保険契約の締結、契約内容の変更、復活または復旧の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - ② 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者が第19条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき。
 - ③ 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者に対し、第19条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - ⑤ 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき(責任開始日前に原因が生じていたことにより、保険金もしくは給付金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。)
- (2) 本条(1)②または③の場合には、②または③に規定する保険媒介者(注)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条(告知義務)の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。

(注) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第22条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金もしくは給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

③ この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額(注1)の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、次のア～オのいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められるとき。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。

エ. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 次のア.またはイ.の場合等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。

イ. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(2) 当社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金または給付金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険金(注2)および給付金は支払いません。また、既に保険金(注2)または給付金を支払っていたときは、保険金(注2)または給付金の返還を請求します。

② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

(4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(5) 本条(4)の規定にかかわらず、本条(1)⑤の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条(2)①の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条(4)の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 保険種類および保険金の名称が異なる場合であっても他の保険契約の保険金を含みます。

(注2) 本条(1)⑤のみに該当した場合で、本条(1)⑤ア.～オ.に該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

12. 解約および解約返戻金

第23条(解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第24条(解約返戻金)

(1) 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

(2) 解約返戻金額は、保険証券に例示します。

(3) 解約返戻金を請求するときは、保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。

(4) 解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日

の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本店で支払います。

第25条(保険金等の受取人による保険契約の存続)

- (1) 債権者等(注1)による保険契約(付加された特約を含みます。以下本条において同じ。)の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の①および②を満たす保険金等(注2)の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等(注1)に支払うべき金額を債権者等(注1)に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
 - ② 保険契約者でないこと。
- (3) 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金等(注2)の受取人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が当社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、次の①～③のいずれかを満たす保険金等(注2)の支払事由が生じ、当社が保険金等(注2)を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等(注1)に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等(注1)に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等(注2)の受取人に支払います。
 - ① 被保険者の死亡を支払事由とする保険金等(注2)であること。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等(注2)は除きます。
 - ② その支払により、この保険契約が消滅する保険金等(注2)であること。
 - ③ その支払により、解約の効力が生じたときに当社が債権者等(注1)に支払うべき金額が減少することとなる保険金等(注2)であること。
- (5) 本条(1)～(4)の規定は、保険法施行日(平成22年4月1日)以後に到達した債権者等(注1)による解約の通知に対し効力を生じます。

(注1) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

(注2) 名称がいかなる場合であっても、この保険契約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。ただし、本条(2)および(3)においては、被保険者の生存を支払事由とする金銭を除きます。

13. 契約内容の変更

第26条(災害死亡保険金額の減額)

- (1) 保険契約者は、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額は、当社所定の範囲内であることを必要とします。
- (2) 災害死亡保険金額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- (3) 災害死亡保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
- (4) 災害死亡保険金額を減額したときは、その後の保険料を改めます。
- (5) 災害死亡保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第27条(払済保険への変更および復旧)

- (1) 保険料払込期間中は、保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の保険(以下「払済保険」といいます。)に変更することができます。この場合、払済保険は、当社所定の書類(別表1)を当社が受け付けた日(以下「払済保険への変更日」とします。)から効力を生じるものとします。
 - ① 保険期間は終身とします。
 - ② 災害死亡保険金保険金額は、払済保険への変更日の解約返戻金(注)を充当して計算します。ただし、このとき計算した災害死亡保険金額が元の保険契約の災害死亡保険金額を超えるときは、元の保険契約の災害死亡保険金額と同額とし、解約返戻

金(注)の残額を保険契約者に支払います。

- (2) 払済保険に変更した後の保険金または給付金の支払については、この約款に定めるところによります。
- (3) 本条(1)②に定める払済保険の災害死亡保険金額が当社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
- (4) 払済保険に変更後3年以内は、保険契約者は、当社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。この場合には、当社所定の金額を払い込んでください。
- (5) 払済保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (6) 本条(4)の復旧を行う場合、当社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時」から復旧部分についての保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時(責任開始期)
①	保険契約の復旧の申込を承諾した後に本条(4)に定める当社所定の金額を受け取った場合	当社所定の金額を受け取った時
②	本条(4)に定める当社所定の金額を受け取った後に保険契約の復旧の申込を承諾した場合	当社所定の金額を受け取った時または被保険者に係る復旧に際しての告知の時のいずれか遅い時

- (注) 未経過保険料があるときは、その金額を加え、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

14. 契約者貸付

第28条(契約者貸付)

- (1) 保険契約者は、解約返戻金(注)の当社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
 - (2) 契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
 - (3) 契約者貸付金の利息は、当社所定の利率で計算します。
 - (4) 保険契約が消滅した場合に、契約者貸付または保険料の振替貸付があるときは、当社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
 - (5) 各月毎に当社の定める計算日において、当社の定める判定基準日時点の契約者貸付および保険料の振替貸付の元利金が、同時点の解約返戻金および未経過保険料の合計額を超える場合には、当社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、当社所定の金額を払い込んでください。
 - (6) 本条(5)の払込みがなかったときは、保険契約は当社の指定した期日の翌日から効力を失います。
 - (7) 保険契約者は、いつでも契約者貸付金および保険料の振替貸付の元利金の全部、または当社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。
- (注) 保険料の振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

15. 保険金の受取人

第29条(保険金の受取人の代表者)

- (1) 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第30条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、災害死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けて

も、当会社はこれを支払いません。

- (3) 死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第31条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 前条に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)および(2)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- (4) 遺言による死亡保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第32条(死亡保険金受取人の死亡)

- (1) 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人としてします。
- (2) 本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人としてします。
- (3) 本条(1)および(2)により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

16. 保険契約者

第33条(保険契約者の代表者)

- (1) 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- (3) 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第34条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- (2) 保険契約者を変更するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第35条(保険契約者の住所の変更)

- (1) 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- (2) 本条(1)の通知がなく、保険契約者の住所を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第36条(年齢の計算)

- (1) 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条(1)の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第37条(契約年齢および性別の誤りの取扱い)

- (1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
- ① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
- ② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された

日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したもとして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により取り扱います。

18. 契約者配当

第38条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19. 時効

第39条(時効)

保険金、給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当会社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- ① 被保険者が従事する業務を変更した場合(注)
- ② 被保険者が転居した場合
- ③ 被保険者が旅行した場合

(注) 第22条(重大事由による解除)(1)⑤に該当するものを除きます。

21. 管轄裁判所

第41条(管轄裁判所)

- (1) この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本店または保険金の受取人(注1)の住所地と同一の都道府県内にある支社(注2)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- (2) この保険契約における給付金の請求および保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、本条(1)の規定を準用します。

(注1) 保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
(注2) 同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

22. 契約内容の登録

第42条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会(以下本条において「協会」といいます。)に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- ② 災害死亡保険金の金額
- ③ 契約日(注1)
- ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日(注1)から5年(注2)以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下本条において「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、保険契約(注3)の申込(注4)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約(注3)が更新されるときは、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会することができるとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約(注3)の申込(注4)があった場合、本条(3)によって連絡された内容を保険契約(注3)の承諾(注5)の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日(注6)から5年(注2)以内に保険契約(注3)について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災

害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾(注5)の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)～(5)および(注2)～(注6)中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

- (注1) 復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には、最後の復活または復旧の日とします。
- (注2) 契約日(注1)において被保険者が15歳未満の場合は、「5年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
- (注3) 死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みません。
- (注4) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
- (注5) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- (注6) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取扱いが行なわれた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行なわれた場合には、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、給付金および保険料払込みの免除の請求書類

	項目	提出書類
1	災害死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。) (4) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄(抄)本) (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
2	障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には被保険者以外の医師)の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。) (5) 障害給付金の受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券 第4条(保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所)(3)の規定により代理して請求を行なう際に、上記に追加して必要となる書類 (8) 代理して請求する者の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (9) 被保険者および代理して請求する者の健康保険証の写し等代理して請求する者が被保険者と生計を一にしていることが確認できる書類(ただし、代理して請求する者が被保険者の戸籍上の配偶者の場合は不要。)
3	保険料の払込免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には被保険者以外の医師)の診断書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券 第7条(保険料払込免除の請求)(3)の規定により代理して請求を行なう際に、上記に追加して必要となる書類 (6) 代理して請求する者の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (7) 被保険者および代理して請求する者の健康保険証の写し等代理して請求する者が被保険者と生計を一にしていることが確認できる書類(ただし、代理して請求する者が被保険者の戸籍上の配偶者の場合は不要。)
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項目	提出書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約返戻金	(1) 当会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
3	第5条(保険契約の消滅) (2)の規定による責任準備金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。) (3) 被保険者の住民票 (4) 責任準備金の請求を行なう者の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
4	契約内容の変更 ・災害死亡保険金額の減額 ・払済保険への変更および復旧	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書(復旧の場合) (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
6	死亡保険金受取人の変更 (遺言による変更を含みます。)	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(遺言による変更の場合は、遺言書(写)) (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

8	保険金等の受取人による 保険契約の存続の通知	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
(注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>(嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。)
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの 4. 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、または第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)及び第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

3. 常に介護を必要とするもの
 「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。
 - ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合
 - ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節の完全強直で回復の見込みのない場合
 - ② 人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
 - (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
5. 耳の障害(聴力障害)
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記の(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
6. 鼻の障害
 - (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
 - (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。
7. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - ① 頸椎における完全強直の場合
 - ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合
 - (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
8. 手指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
 - (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合
9. 足指の障害
 - (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
 - (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。
10. 日常生活動作が著しく制限されるもの
 「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を必要とする状態をいいます。

別表4 身体の一部

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下すべて同一部位とします。
- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表5 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

保険料口座振替特約条項 目次

第1条 特約の適用	第7条 特約の消滅
第2条 責任開始日および契約日の特則	第8条 主約款の適用
第3条 保険料率	第9条 がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則
第4条 保険料の払込み	第10条 責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱い	
第6条 諸変更	

保険料口座振替特約条項

(平成22年8月2日改定)

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること。
 - ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。)へ保険料の口座振替を委任していること。

第2条(責任開始日および契約日の特則)

- (1) この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当社の責任開始日(当社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日(注)の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条(1)および(2)に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、当社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。
- (4) 本条(3)ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。
- (5) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第3条(保険料率)

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
 - ① 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - ② 保険料の振替貸付が行われたとき。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の当社の定めの日(以下「振替日」といいます。)(注)に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
- (2) 本条(1)の場合、振替日(注)に保険料の払込みがあったものとします。

- (3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。
- (5) 口座振替によって払い込まれた保険料については、当社はその領収証を発行しません。

(注) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日(注1)に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条(責任開始日および契約日の特則)(1)の規定は適用しません。
- (2) 振替日(注1)に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合、翌月分の振替日(注1)に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとします。
 - ② 年払契約または半年払契約の場合、振替日の属する月の翌月の応当日(注2)に再度口座振替を行います。
- (3) 本条(2)の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第6条(諸変更)

- (1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社およびその金融機関に申し出てください。
- (2) 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当社およびその提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (3) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (4) 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条(特約の消滅)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。
 - ⑥ 第1条(特約の適用)(2)に定める条件に該当しなくなったとき。

(2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

(注4) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第8条(主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第9条(がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

この特約をがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①～⑦の取扱いをし、第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。

- ① この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ② この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ③ 当会社の責任開始期は、前①および②に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- ④ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。
- ⑤ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が発生したときは、前①～④の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算します。
- ⑥ 前⑤に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑦ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第10条(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条(責任開始日および契約日の特則)および第9条(がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)の規定は適用しません。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)(1)および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当会社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日(注1)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとし、
- ③ 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日(注1)(注2)に口座振替が不能となったとき(注3)は、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(1)および前②の規定にかかわらず、次のア、～ウのとおり取り扱います。
 - ア. 月払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとし、
 - イ. 年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に口座振替を行います。
 - ウ. 前ア、またはイ.の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当会社が指定する方法で払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。

(注3) 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。

団体扱特約条項I 目次

- 第1条 取扱いの範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 保険料率
- 第4条 保険料の払込み
- 第5条 月払保険料の一括払

- 第6条 猶予期間
- 第7条 特約の失効
- 第8条 がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項I

(平成22年3月2日改定)

第1条(取扱いの範囲)

- 官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。))において次の条件を満たす場合は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。))のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者がその団体から給与(役員報酬を含みます。以下同じ。))の支払を受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。))であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。))であること。
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
- 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- 本条(1)の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日(当社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。))の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条(保険料率)

- この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の①または②のとおりとします。
 - ① 団体が次のいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - ア. その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき。
 - イ. その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき。
 - ウ. その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき。
 - エ. その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前ア.～ウ.のいずれかに該当する事業所が他にあるとき。
 - ② 団体が前①ア.～エ.のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条(1)①に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第4条(保険料の払込み)

- 第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。))を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当社の本店または当社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当社の本店または当社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで当社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限り、適用します。
- 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。))から団体の口座に振り替えたうえで当社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限り、適用します。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条(月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができ、この場合、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限り、適用します。

第6条(猶予期間)

- 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法(回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払(年1回払)	

- 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をこれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条(特約の失効)

- 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
 - ② 保険契約者または被保険者の数が第1条(取扱いの範囲)(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月(注)を経過しても規定の人数にもとらないとき。
 - ③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当社の定めた金額を下回るとき。
 - ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。

- ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
 - ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。
- (2) 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
- (3) 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
- (注) 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

第8条(がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

- (1) この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。
- ① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。
- ウ. 主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。
- (ア) 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- (イ) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
- エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。
- イ. 前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。
- ウ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- (2) この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。
- (3) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
- (4) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

- 第1条 取扱いの範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 保険料率
- 第4条 保険料の払込み

- 第5条 月払保険料の一括払
- 第6条 猶予期間
- 第7条 特約の失効
- 第8条 がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅱ

(平成22年3月2日制定)

第1条(取扱いの範囲)

- 組合、連合会、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。))において次の条件を満たす場合は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。))のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(以下「事業保険」といいます。))。
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
 - ③ 団体を代表する者のあることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること。
- 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- 本条(1)の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日(当社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。))の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条(保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条(保険料の払込み)

- 第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。))を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当社の本店または当社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当社の本店または当社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。))から団体の口座に振り替えたうえで当社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限り、適用します。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条(月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限り、適用します。

第6条(猶予期間)

- 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法(回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払(年1回払)	

- 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条(特約の失効)

- 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約者とその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者とその所属団体から脱退したとき。
 - ② 保険契約者または被保険者の数が第1条(取扱いの範囲)(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月(注)を経過しても規定の人数にもどらないとき。
 - ③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当社の定めた金額を下回るとき。
 - ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。
 - ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
 - ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑦ 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。
- 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
- 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(注) 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

第8条(がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

- この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。
 - ① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
 - ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。
 - ウ. 主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。
 - (ア) 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - (イ) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。
 - イ. 前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。
 - ウ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- (2) この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。
- (3) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
- (4) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更(名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失)などの場合には、お手数でも、下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所を明記してください。
3. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

保険契約についてのご相談、お問い合わせがございましたら、ご遠慮なく下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店へお申し出ください。なお、ご照会の際には、必ず保険証券をご準備ください。

生命保険についてのご相談・お問い合わせは

あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

・保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
・クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)	15
・職業等の告知義務	16
・保険会社の責任開始期	16
・保険金・給付金等をお支払いできない場合	22
・保険料のお払込み	28
・保険料の払込期月と猶予期間および復活について	29
・ご契約の解約と解約返戻金	34

などは、ご契約に際して是非ご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など取扱者／代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記カスタマーセンターにお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

生命保険についてのご相談・お問い合わせは

あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

< 取扱者 / 代理店 >

< 事務代行会社 >



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>